



つなぐ・
育む社協へ

第

Ⅱ

章

「第3次経営計画 2014～2018」 の概要

第Ⅱ章

「経営計画」は、新宿社協が中・長期的展望に立って、効果的で継続性のある施策を総合的にまとめ体系化したものです。

本章では、第3次経営計画の基本理念から経営方針、そして行動指針による今後5年間に重点的に取り組む施策を示しています。

基本理念である「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現をめざしてを、第1次経営計画から継承し、3つの経営方針と3つの行動指針を体系化し、それぞれの行動指針に基づき施策の明確化を図りました。

重点的な取り組みは、これまでの経営計画や中間の見直しにより示された課題などから、地区社協化の推進、地域福祉のコーディネーター、地域密着の中間支援と多様な活動主体との協働・ネットワークづくりなど、より具体的な道筋を明らかにし、事業展開を図るものです。

1. 計画の基本理念 ～「経営計画 2009～2013」を継承～

「第3次経営計画 2014～2018」は、これまでの経営計画の基本理念を継承していきます。

少子高齢社会の急速な進展に加え、新宿区が抱える単独世帯の増加、集合住宅居住世帯の増加、外国人との共生、昼間の人口流入、地域コミュニティの希薄化や孤立などが大きな課題となっています。加えて、それぞれの地域が抱える暮らしの課題について、10か所の特別出張所を基盤とした日常生活圏域（小地域）で、それぞれの地域特性や社会資源※15を活かし、住民主体のおたがいさまで支えあい、助けあえる地域づくりが今後も新宿社協の大きな役割と考えます。

具体的には、住民の気づきと発意から生まれる住民主体の多様な活動が、芽生え育まれる豊かな土壌をもつ地域コミュニティづくりを住民の生活圏域（小地域）で支援していきます。

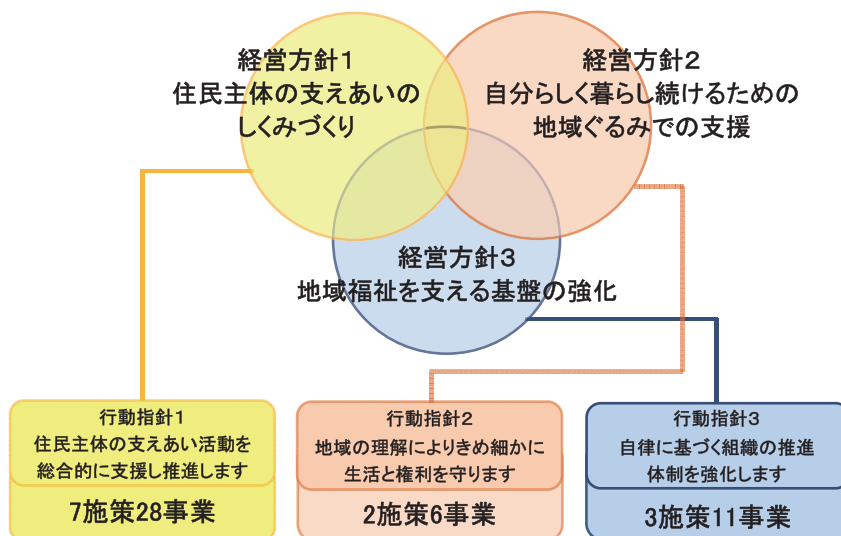
そして、将来、こうした土壌をもつ地域コミュニティによって新宿全体が埋め尽くされることで、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現をめざしていきます。

2. 計画の期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とし、3 年次目にあたる平成 28 年度に計画の中間の見直しを行います。

3. 計画の構成

「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現



上図は、本計画の基本理念から事業まで一貫した関係性をわかりやすく示したものです。5 か年の計画期間中、単年度ごと、中間の見直し時期に、取り組みの振り返り・評価を着実にを行うとともに、それぞれの事業の目標・目的を明らかにするため、新たに「行動指針」と「施策」を体系に加えました。

また、事業については、引き続き地域組織化活動※19 をすすめるべく、新たな小地域展開体制を整え、さらに、組織運営についても会員制度や部会のあり方を見直し、自主財源強化に向けての取り組みなどが総合的に展開できるよう構成しました。

4. 新宿社協に期待される役割

住民主体の小地域福祉コミュニティづくり ～つなぐ・育む社協へ～

第 2 次経営計画では、新宿社協の果たす役割について「提案・調整・協働型社協」と表現していました。都心部という環境もあり、介護保険事業や施設運営は行わず社協本来の使命を果たすため、まさに中間支援組織として提案・調整・協働を一貫して行ってきました。

第 3 次経営計画では、この考え方を継承するとともに、「つなぐ・育む社協」をキーワードにします。

「つなぐ・育む」とは、単に紹介、仲介するだけでなく、地域住民や多様な関係機関・団体等とつなぎ、解決への道筋を明らかにする、また、その関係性を育て維持していけるよう支援するとともに、ボランティアや地域活動のキーパーソンを増やし、地域を基

盤に生活課題の解決へつなぐことを意味します。

(1) 住民主体の小地域福祉コミュニティづくり～地区社協の具現化の推進～

平成4年、全国社会福祉協議会は「新・社会福祉協議会基本要項」を策定しました。

昭和37年につくられた「社会福祉協議会基本要項」の姿勢を継承し、社会福祉事業法（現社会福祉法）との整合も図られています。

この「新・基本要項」は、①住民ニーズと地域の生活課題に基づく福祉活動、地域組織化などをめざす「住民主体」の理念を継承するとともに、②社会福祉施設、民生委員・児童委員、住民組織、当事者団体等の参加による地域福祉を支える組織基盤の整備に努め、③地域福祉をめぐる新たな状況に対応し、総合的かつ計画的、一元的に支える公私協働の活動を実現する、という社会福祉協議会の組織・活動の原則、機能、事業等の指針をまとめたものです。

この中で、市区町村社会福祉協議会が実施する重要な事業として、「住民、当事者、社会福祉事業関係者等の組織化・支援」が挙げられています。これは、「住民ニーズ基本の原則」、「住民活動主体の原則」を基本に、小地域ごとの地区社協（あるいは同様の機能、役割を持つ住民組織）を設置し、または既存の種々の住民組織との連携によって、生活課題の把握から改善・解決を図るしくみを有する、住民主体の支えあい、助けあいのある地域づくりをめざすものとしています。

本経営計画では、地域組織化活動を新宿社協に期待される重要な役割としてこれまで以上に注力していくこととし、第2次経営計画で提示した「地区社協」の具現化を住民主体の小地域福祉コミュニティづくりをすすめていくための核として改めて明確に位置づけし、さらなる事業・組織の小地域展開を図ってまいります。

地区社協とは、住民の日常生活圏域（小地域）で生活課題を把握し、住民自らが改善・解決の担い手となり福祉のまちづくりを行う活動組織で、地域の中の支えあい、助けあいを育てていくための住民組織です。社協会員、町会・自治会、民生委員・児童委員、地区協議会、その他、地区の住民や各種団体によって構成される住民組織が想定されますが、地域の実情に応じてその形態は種々考えられます。

第1章第2節「第2次経営計画2009～2013」の取り組み成果・課題の中で、地区社協の具現化をすすめるため、これまで多くの区民の方々とともに住民主体の小地域福祉活動とネットワークづくりに様々な形で取り組んできた成果とその評価について述べていますが、地区社協の具現化をすすめていくためには、以下の2つの取り組みを同時に行っていく必要があります。

①住民主体の小地域福祉活動組織の醸成

第一に、地区社協の具現化をめざすために、住民主体の小地域福祉活動組織の醸成について検討を行っていく必要があります。

前述のとおり、地区社協の形態は様々であり、町会・自治会や地区協議会など、都心部においても地域活動が活発な新宿区の実態からすれば、決して新たな活動組織をつくるということではなく、既存の活動組織が有する機能を支援し、連携・協働することもその形の一つと考えられます。

そのためには、既存の活動組織や関係行政機関等との協議、調整を十分に図り、

それぞれの地域性や実情に応じた住民主体の小地域福祉活動組織のあり方を検討し、支援をすすめます。

②小地域ネットワークの構築

第二に、地域のキーパーソンをはじめとする福祉活動の担い手、その他地域の社会資源の確保・拡大を図り、専門職、関係機関・団体等との連携・協働環境を構築していく必要があります。

新宿社協では、地域で活動している方々の参加を得て、地域のコーディネーター役を増やしていくとともに、今後も地域で活躍する人々が社協の力強い応援団としてともに福祉のまちづくりを推進していけるよう、地域の住民が出会い、知り合う機会を積極的に設けていきます。

具体的には、平成 23 年度から実施している「地域コーディネーター・デビュー講座」をはじめとする人材養成支援、また、平成 26 年度から各地区で開催する地区ボランティア交流会や地域見守り協力員連絡会ほか、地域の協力者の方々の集いの場の活用、関係機関・団体等とのスムーズな連携が実現する関係づくりを一層すすめます。また、各地区のボランティア・地域活動サポートコーナーは、地域の相談援助や小地域福祉活動のコーディネートがしっかり行える、小地域ネットワークを構築していくために欠かせない地域の拠点としていきます。

以上のように、住民主体の小地域福祉活動組織である地区社協の具現化は、主体が住民であることやそれぞれのコミュニティの状況などから、支援過程を本計画で具体的に示していくことは困難と考えます。しかし、地区社協の具現化は、基本理念から経営方針・行動指針を踏まえ、施策・各事業に至るまで重要な基盤としている目標です。

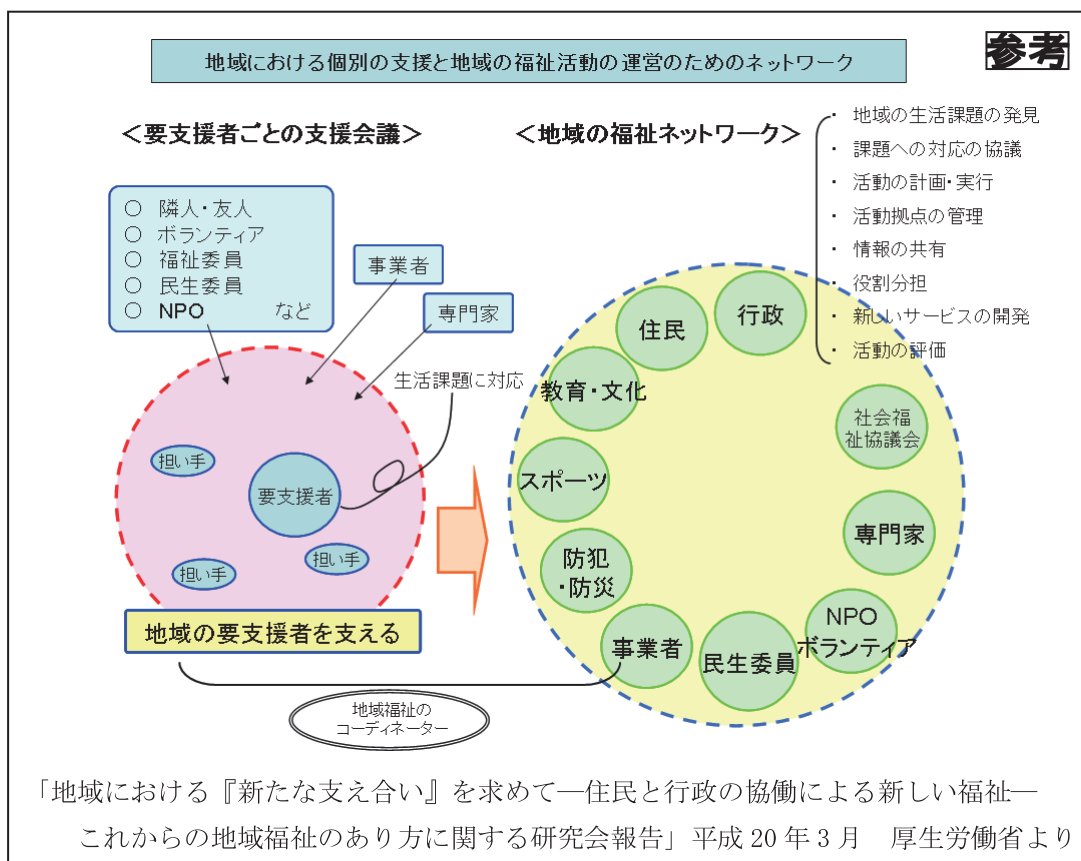
こうしたことから、この5年間では、事業・組織の小地域展開を一層すすめ、まず、住民主体の多様な活動組織が動き始めていく足がかりとしていきます。

(2) 地域福祉のコーディネーターとして

地域福祉の推進は、そこに住む住民が抱える生活課題の把握からはじまります。これまで新宿社協では、地域の人々の気づきや共感によって潜在化された個別の課題の共有化を促し、地域課題としてその解決に向けて主体的に動き出す人々を応援してきました。そして、地域の人々の支えあいや助けあいで課題の改善・解決が図れるよう地域福祉活動への参加に必要な支援を行い、そのノウハウを蓄積してきました。

このように、新宿社協職員には地域福祉コーディネーターとして、個々に応じた方法で支える個別支援から地域の方々が主体的に解決をめざす地域福祉活動の支援まで、住民本位の総合的な支援を可能にする高い援助技術と実践力が求められます。

地域で暮らす住民一人ひとりがその人らしい暮らしを送れるよう、住民主体の小地域福祉コミュニティづくりに向けて地域福祉コーディネーターが果たす役割は極めて重要であると考えます。次頁の図（参考）は、地域福祉のコーディネーターの機能・役割を表したものです。住民本位の総合的な地域福祉活動支援を実現していくために、新宿社協の最大の強みであるコーディネート能力をさらに培い、発揮していきます。



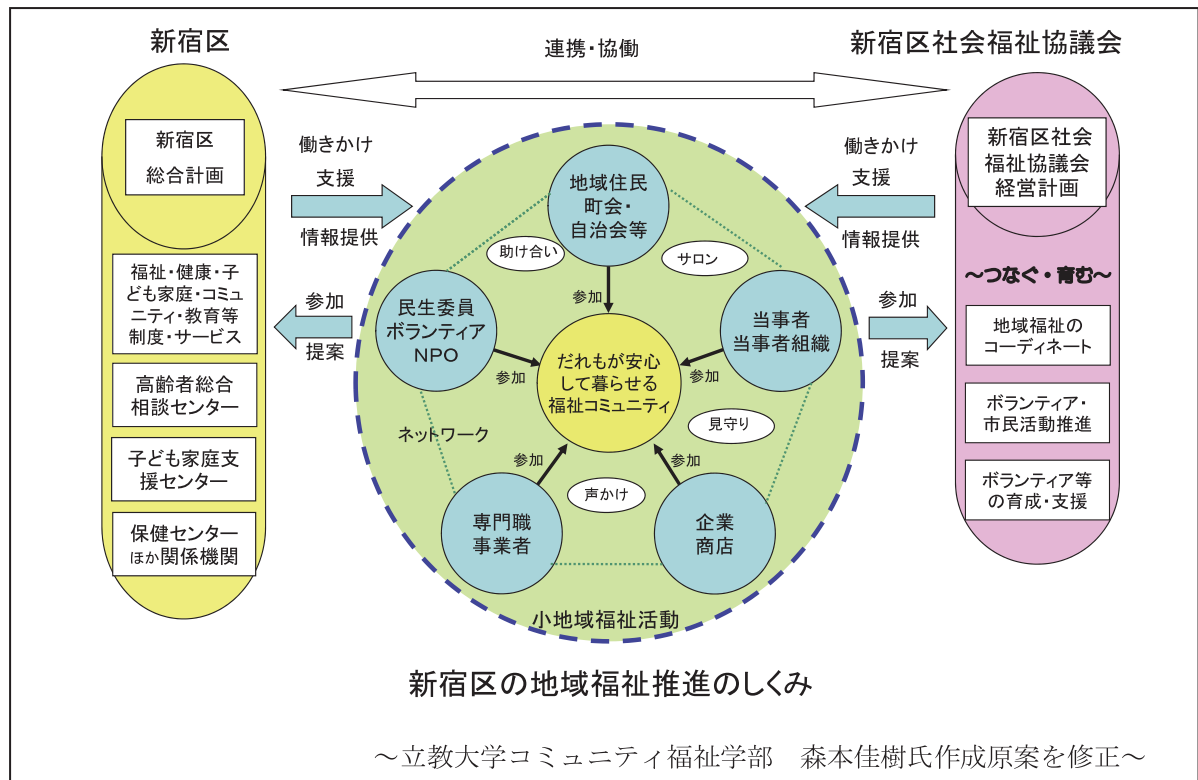
(3) 地域密着の中間支援と多様な活動主体との協働・ネットワークづくり

地域福祉は、住民の暮らしの課題に即して、公私の枠組みを超え、地域に存在するあらゆる資源を活用し、地域住民組織、ボランティア、NPO等、企業、行政など、様々な機関・団体が連携・協働することで、「だれもが安心して暮らせる福祉コミュニティ」の実現をめざすものです。

新宿社協は長年にわたり、このような様々な個人・組織とかかわりを持ってきました。その関係性こそが、まさに社協の公共性・公益性の源であり、社協ならではの強みとなっています。

また、町会・自治会をはじめとする地縁型住民組織と高い専門性や広域性を有するNPO等や企業などの活動団体や専門組織、行政機関をつなぎます。そして、地域課題の改善・解決に向け、これら多様な活動主体を巻き込んでいく協働の機会やネットワークづくりを積極的に提案するとともに、連携、調整を図り地域密着型の中間支援組織としての役割を果たしていきます。

次頁の図は、住民が主体となってだれもが安心して暮らせる地域づくりを地域住民をはじめとして専門機関・団体、行政等との連携・協働によりすすめていくしくみを表したものです。



(4) ボランティア・市民活動の推進

①ボランティア・市民活動の広がり

ボランティア・市民活動を始めるきっかけは、「誰かの、何かの役にたちたい」、「高齢者や障害者の方など、困っている方のことをもっと理解したい」、「空いている時間を有効に使いたい」、「自分の特技を生かしたい、披露したい」など、最初の思いはそれぞれ異なりますが、活動希望者は自発的に何か希望を持って、活動を開始します。

様々な活動を重ねていくことで、活動者が身近な地域の課題に気づき、課題解決に向けた新たな活動に広がっていきます。そして、仲間を募り、地域の中で共通の課題（生活課題）としてとらえ、地域住民が力を合わせて、市民活動を実践していくことにつながります。

ボランティア・市民活動は、誰でも参加でき、活動者自身が生きがいや自己実現の機会、学びや成長を実感できる機会でもあります。

新宿社協が支援するボランティア・市民活動は、「できるときに、できることを」することで、支えあい関係を地域で育み、だれもが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進しています。

そして、新宿社協では、平成25年4月に開設された「新宿NPO協働推進センター」とも連携し、専門的な支援を得意とする地域のNPO等の市民活動団体とも協働して、地域の中にボランティア・市民活動を広めていきます。

②ボランティア・市民活動を暮らしに身近なものとするために

新宿社協は、区民のボランティア・市民活動への参加と支えあい関係づくりを支援し、その活動の担い手を増やしていかなければなりません。

引き続き、多くの人々が集うまち・新宿の特性を最大限活かし、新宿らしく多様

な分野のボランティアをいつでも幅広く受け入れ、支援できる体制を整えていきます。

そして、これまでのボランティア・市民活動の周知・啓発活動を強化していくとともに、多様な世代に普及がすすむデジタルメディア※24等を活用して、ボランティア・市民活動の情報等を広く提供していきます。

また、新宿社協では、学校・企業・地域等での福祉教育や福祉体験が、ボランティア・市民活動につながり、地域や暮らしに広がるよう、ボランティアの育成と参加の機会の支援・充実を図ります。

さらに、地区ボランティア・地域活動サポートコーナーを、地域の方々にとって身近な、ボランティア・市民活動の拠点とします。

5. 新たな経営方針と行動指針

新たな経営方針の基本的な考え方はこれまでの経営計画を継承していきます。引き続き、3つの経営方針が複合的、重層的に反映する組織・事業運営体制を構築していきます。

本計画においては、基本理念に基づく3つの新たな経営方針と行動指針により、施策を体系化します。

行動指針は、経営方針から新宿社協はどのように行動するかを明らかにしたものです。そして、施策は経営方針と行動指針に基づき、向こう5年間で重点的に力を注いでいく取り組みの方向性です。基本理念から経営方針、そして施策から各事業をつなぎ、今後5年間の活動の成果をより見えるようにしていくとともに、PDCAサイクル※27をしっかりと動かしていくための重要な指標です。

(1) 経営方針1 住民主体の支えあいのしくみづくり

新宿区の特性を活かして、おたがいさまで支えあい、助けあえる住民主体のコミュニティづくりをすすめていきます。

そのためには、住民の暮らしの課題や地域課題など、身近で起きていることに関心を持ち、支えあい活動が生まれるような広がり支援します。また、地域だけでは支えられない課題には、専門機関へつなげるなど、社協ならではの相談やコーディネートを総合的に行っていきます。

行動指針は「住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します」として、7つの施策をすすめていきます。

①暮らしの総合相談と小地域ネットワークづくり

平成26年2月に、新宿社協東分室を四谷地区の三栄町に開設します。東分室は、総合相談や個別支援など、地域住民がより身近なところで立ち寄れる新宿社協事務所の一つです。

個別支援から地域活動支援まで切れ目なく、住民本位の支援を行うため、有償事業・無償事業、自主事業・受託事業の枠組みを超え、社協の独自性であり、専門性である質の高いコミュニティワークを実践することにより総合的支援の向上を図ります。

小地域展開については、引き続き、区内10か所の特別出張所の地域単位で事業運

営・組織体制をすすめます。特に、新宿社協東分室と、平成 26 年 4 月から新たに開設される若松町ボランティア・地域活動サポートコーナーを含めた、6 つの地区ボランティア・地域活動サポートコーナーを支援拠点として、住民の日常生活圏域（小地域）を基盤に地域に密着した住民主体の支えあい、助けあい活動の支援をすすめます。

また、東分室開設にともない、現在の 5 つの地区担当グループを新宿区の 3 つの介護保険基盤整備圏域※ 6 に合わせ再編し、高齢者総合相談センター等との連携強化を図ります。

さらに、将来の地区社協化に向けて地域の中で住民主体の支えあい、助けあい活動への支援者・賛助者や協力者を広げ、「つなぐ」役割を担う住民を増やしていくことで住民主体の小地域ネットワークづくりを行っていきます。

(2) 経営方針 2 自分らしく暮らし続けるための地域ぐるみでの支援

病気や障害、仕事、住まい、経済的な悩みを抱えていたり、判断能力が不十分なため自らの権利を十分に守ることができなかつたり、自助や互助の力では解決できない暮らしの課題や不安の改善、解決の支援を行います。

そのためには、地域や多様な専門機関等と広くネットワークづくりをすすめ、その人らしい暮らしが送れるよう一人ひとりにあった支援を行っていきます。

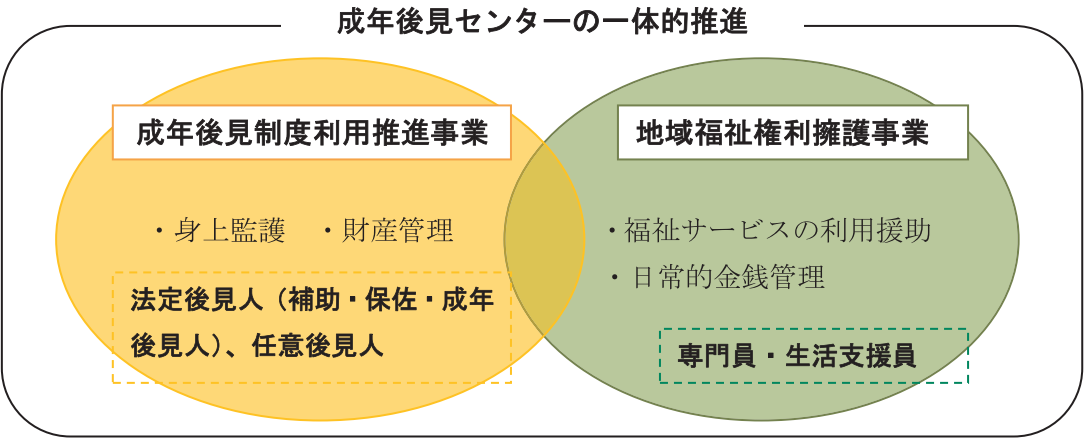
また、行政や他の民間事業者等では対応しにくい領域における暮らしの課題の解決など、安心のための事業を新宿社協独自のセーフティネットとして実施します。

行動指針は「地域の理解によりきめ細かに生活と権利を守ります」として、2 つの施策をすすめていきます。

だれもが住み慣れたところで自分らしく安心して暮らし続けていけるよう、地域住民、そして地域の関係機関とともに「地域ぐるみ」の支援を行っていきます。

① 成年後見制度利用推進事業と地域福祉権利擁護事業の一体的推進

成年後見制度利用推進事業は新宿区から、地域福祉権利擁護事業は東京都社会福祉協議会からの委託事業です。成年後見センターでは、両事業を一体的に運用しています。



両事業の相談に訪れる方々への対応は、一人ひとりの状況によって様々で、上図のように重ね合わせて一体的に行うことにより、本人にあったきめ細かな援助が可能となります。本人の意思が伝えられるうちに地域福祉権利擁護事業と関わりをもち、成

年後見制度が必要になっても継続的に支援できることが望ましいと考えます。

成年後見制度利用推進事業では後見人が、地域福祉権利擁護事業は生活支援員が実際に利用者の支援を行っています。成年後見センターでは、生活支援者養成においても両事業を一体的に推進することにより、実効性の高い取り組みとなるよう努めます。そして、地域住民が生活支援員から活動を始め、将来市民後見人として活動できるような支援体制の確立をめざします。

また、社協ならではのコーディネート力を活かし、人をつなぎ、関係機関と連携した支援を行うとともに、地域の中で支援者を募る・養成するという社協が持つ機能を活かしていきます。そして、事業の普及啓発をすすめ、利用者を地域で支えるネットワークづくりを図り、住民が役割を持って主体的に参加できる事業としていきます。

②低所得者世帯等への支援

低所得者世帯等の支援事業は、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、必要な相談援助と資金の貸付を行っています。そして、貸付を行った後も、安定した就労・生活が図れるよう、きめ細かな支援を行っています。

また、生活困窮者支援については、小地域展開を一層すすめていく中で暮らしの総合相談体制を根づかせていくとともに、住民主体の地域福祉活動や関係専門機関等との連携を密接に図り、支援を行っています。引き続き、個別支援から地域支援まで地域福祉の総合的なコーディネートが実践できるよう、職員の資質向上を図りながら組織体制を整えていきます。

なお、平成 27 年の生活困窮者自立支援法の施行にともなう行政の動向に関しては、情報収集や協議の場を継続してもてるよう努め、計画 3 年次目（平成 28 年度）の中間の見直しの際に、具体的な検討ができるよう注視していきます。

(3) 経営方針 3 地域福祉を支える基盤の強化

「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現に向けて、事業や組織運営の小地域展開がしっかりとすすめられるよう、新宿社協の地域福祉支援基盤の強化を図っていきます。

そのためには、新宿社協の取り組みに対して区民等の理解が得られるよう工夫を凝らし、賛同者を増やしていくとともに、地域とともに行動する職員の育成に力を入れ、地域福祉の推進体制の整備をすすめます。

行動指針は「自律に基づく組織の推進体制を強化します」として、3 つの施策をすすめていきます。

①会員制度の充実

第2次経営計画では、「会費会員」（賛助パートナー）に地域福祉活動や社協事業に具体的に参加・協力する方々を「活動会員」（活動パートナー）として加えて、一つの会員制度の中に位置づける、新たな「社協地区パートナー制度」としました。

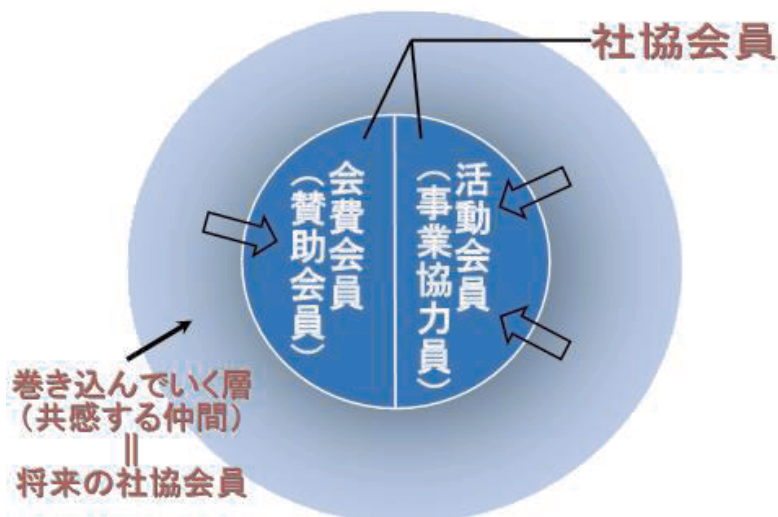
また、平成23年度に行った計画の中間の見直しにおいては、新宿社協の事業等に登録

している賛助者や活動者を、社協組織に欠かせない「会員」と位置づける一方、新宿社協への登録をせず地域で様々なかたちで地域福祉にかかわっている方々や、団体をパートナーと呼び、幅広くネットワークを形成していくこととしていました。これにより、平成25年度までの間に活動者のつながりや活動の広がりが生まれ、各地域で新たなコミュニティも醸成されてきました。

しかし、「パートナー」という言葉のもつイメージとのギャップや、非会員である不特定層までを含んだ形を制度とすることには、わかりにくさだけでなく、特に、非会員の把握や社協との関係づくりをいかにして進めていくか、社協内外で難しい問題となっています。

そこで、平成26年度からは、広い領域の多くの支援者・協力者を巻き込んでいくパートナー制度から、社協事業に賛同し参加する社協会員を中核に、身近な生活課題の改善・解決への自主的な取り組みに共感する仲間を増やしていく仕組みづくりへ移行します。

上図のように社協の中核である社協会員（会費会員と活動会員）の拡充を図り、社協会員が地域の身近な課題解決に向けて取り組むプロセスを、新宿社協がしっかりと支援していくこととします。そして、地区社協化を念頭に、今後、巻きこんでいく層に働きかけていきます。



②地区部会・推進部会のあり方・役割の明確化

これまでの地区部会は、新宿社協がすでに有している「しくみ」（暮らしのサポート事業）、「出会い、つながる場」（地区ボランティア・地域活動サポートコーナー）、「人」（地区パートナー制度）及び各地区における課題解決の4項目について取り組んできました。

地区部会は、平成21年度に部会の検討を行い、平成22年度から現在の地区部会に改編しました。区内2か所の特別出張所を1地区とし、5つの地区部会が、上記4項目を課題とし、それぞれの地区の話し合いで課題に取り組み、地域と新宿社協のパイプ役として地域に根差した様々な活動が展開されました。

各地区部会の再編等については、平成26年度中に地区部会の意見を踏まえ検討を

すすめます。新宿社協東分室の開設に伴い、担当地域の地区割りを3圏域ごとに再編することを踏まえ、地区部会の位置づけ、目的・方向性や名称等の課題の整理、委員構成や規模等を検討し、そのあり方を明確にしていきます。

また、本計画期間では、他地区との連絡会を開催し取り組み情報を共有できる仕組みや、地区を越えた広域的な課題を、横断的に協議・共通理解を深める仕組みを検討していきます。

推進部会は、理事会の補助機関として、各地区の部会の協議内容を把握し、経営計画全般にわたる調査研究を行います。毎年実施する内部評価の確認、外部評価の結果を経営計画に反映させ、社協の課題解決に向け理事会へ提言を行います。

③自主財源の確保と使途の明確化

多様化する新たな暮らしの課題等に対し、その改善・解決に向けて力を入れていけるよう自主事業を拡充、強化していく必要があります。

そのためには、社協活動への理解、賛同、協力する社協会員や寄附者、募金協力者等の支援者を増やし、広げていくことで、住民主体の地域福祉活動の財源的基盤が強固になることが、住民主体の支えあい、助けあいのネットワークづくりの一層の推進力になります。

特に、新宿社協の会員、会費の募集には、社協創設期から今日まで民生委員・児童委員の方々に尽力いただいています。そして、会員の方々と新宿社協とのパイプ役として、日頃から様々な形で会員の方々へのご支援をいただいています。新宿社協が会員の方々とのつながりを深めるとともに、また、地域で新たな賛同者を募っていくうえで、民生委員・児童委員の方々の協力は欠くことができません。

しかし、年々減少傾向にある会員、会費を維持、増収を図っていくためには、さらなる工夫と努力が必要です。会費がどう使われ、それによってどう地域が変わるのか使途を可視化するとともに、その必要性を丁寧に区民へ伝えていきます。

また、新宿社協の事業やボランティア等を通じてかかわりを有する方々に入会を勧めたり、新規会員の勧誘を新宿社協の職員も様々な機会をとらえて行うなど、職員も会員との顔の見える関係づくりを積み重ねていくことが肝要であると考えます。

そして、年度毎の会費使途と成果報告を行うとともに、会費協力の継続を依頼する機会も積極的に増やしていきます。また、会員加入・会費収入状況の検証・分析、新たな会員・会費募集手段の立案や実践に活かせるよう、会員等総合情報システムの活用を図ります。

寄附金、共同募金、及び平成24年度末から開始した収益事業についても、会費同様、増収策を講じます。

また、自主財源を原資とする事業の収入予算構成を計画期間中に見直し、会費、寄附金、共同募金等の充当事業及び使途をより明確にします。

(4) 災害への備え

①災害時に向けての危機管理体制の整備

「災害への備え」については、本経営計画における経営方針1及び経営方針3により、新宿社協が行う災害時の取り組みを明らかにします。

新宿社協では、「災害時において、新宿社協と新宿区が効率的・効果的なボランティア活動支援が行えるように相互に連携し、もって被災者等の生活の早期安定を図る」ことを目的として、平成 17 年 3 月に、新宿区と「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」を締結しています。

そこでは、新宿社協と新宿区は連携して、「ボランティアに関する情報を収集し、区民等に対して迅速かつ的確な情報を提供すること」、「区民及び関係機関等からのボランティア活動に関する相談に応じること」、「平常時からボランティア活動についての情報交換を行うなど、災害時に迅速かつ円滑な連携・協力体制がとれるように努めること」を定めています。その際、災害時に新宿区が設置する「災害ボランティアセンター」にコーディネーターを派遣し、新宿区と連携・協働して区民、地域への支援を行うことになっています。

また、区市町村社協、都道府県社協とのネットワークを活かした広域的活動としての連携・支援を行うほか、大規模災害時には、行政、NPO・NGO、関係専門機関、区市町村社協、都道府県社協と連携した被災者支援を行う役割を果たします。そのためにも、行政はじめ関係機関・団体等と日頃から危機管理に対応できる関係づくりや、災害時の協力団体等の把握と協力体制の構築に努め、災害ボランティアの育成を推進します。

さらに、新宿社協の防災計画・BCP※26の策定、見直し及び想定訓練を継続して実施するなどの取り組みを進めます。

②災害ボランティアセンターの運営支援等

阪神淡路大震災以降、災害時におけるボランティア活動については、社会的関心も高く、そのコーディネートに関わる災害ボランティアセンターの役割や機能についても注目が集まっています。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、その被害の大きさから、前例のない規模での支援活動が展開され、災害ボランティアセンターの担う役割は、被災地の復旧・復興において欠くことのできない重要な支援活動であることが広く認知されました。

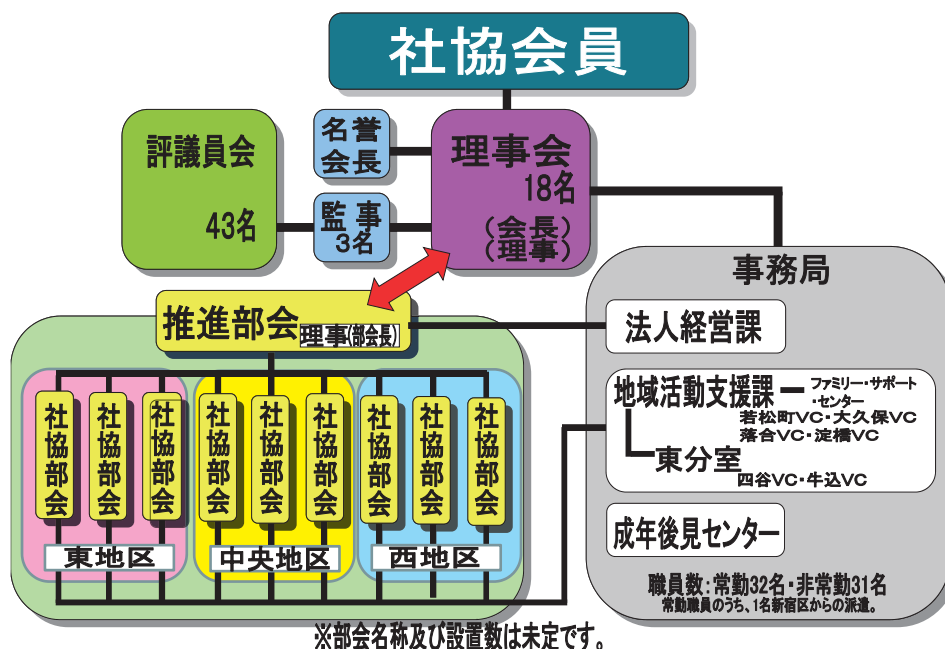
新宿区は、地震、その他の災害が発生した場合、新宿スポーツセンターに「災害ボランティアセンター」を設置します。新宿社協は、新宿区の要請を受け、ボランティアコーディネーター※29を派遣するなど、新宿区と連携・協働して「災害ボランティアセンター」の運営に必要な業務を担当します。

災害時の取り組みは、被災地の復興を視野に入れ新たな地域コミュニティづくりへの支援など、新宿社協が持つコーディネートの機能を十分に発揮していきます。

6. 小地域展開の新たな方向性

平成 26 年 2 月の新宿社協東分室の開設にともない、平成 26 年度からの組織の再編を行います。前述したとおり地区部会についてもそのあり方の見直しを行っていきます。

平成26年度・新宿社協組織全体図



また、上表のように区内 10 か所の特別出張所管轄地域と 3 つの介護保険基盤整備圏域に対応した事務局体制に改め、事業・組織のさらなる小地域展開をすすめます。

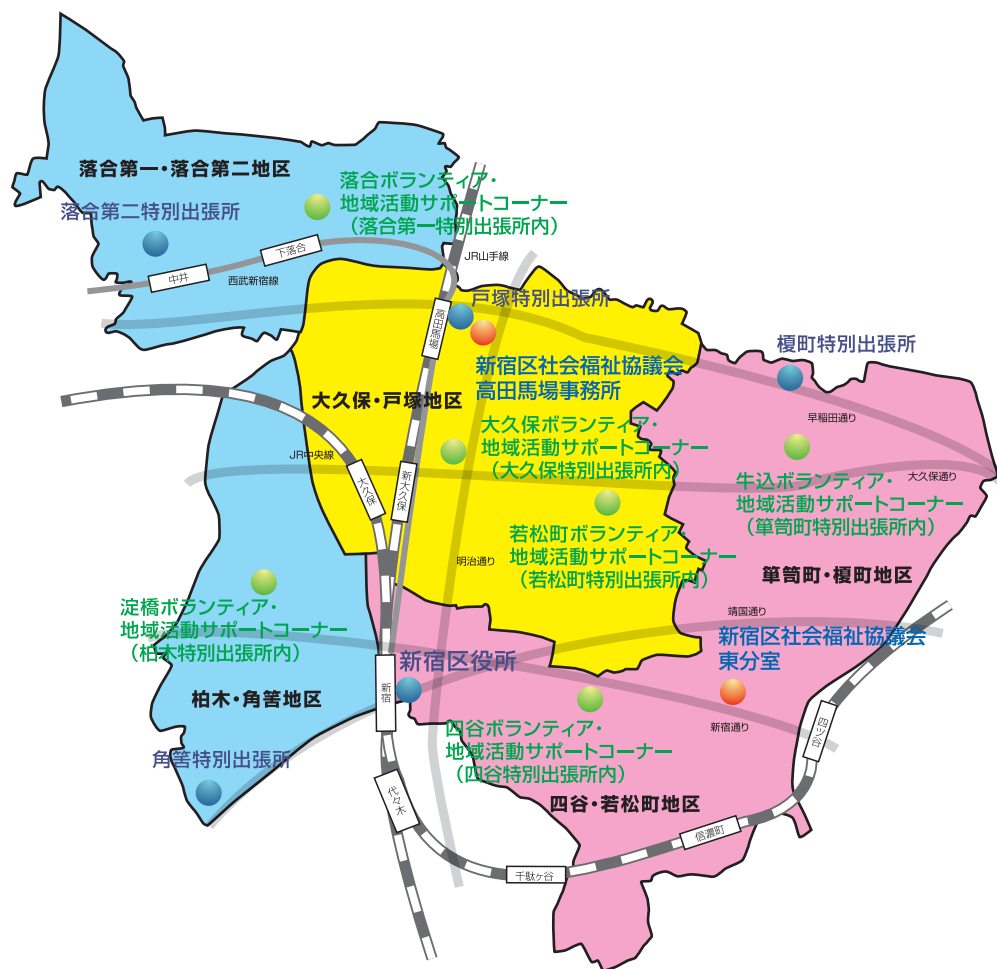
高田馬場事務所と四谷地区に設置する東分室及び 5 つの地区ボランティア・地域活動サポートコーナーに、平成 26 年度からは、若松町特別出張所内にボランティア・地域活動サポートコーナーを新たに開設し、活動拠点を 2 事務所・6 地区ボランティア・地域活動サポートコーナーとし、現在の 3 課が機能的、効果的に業務を遂行・連携できる総合的な運営体制を整えます。

これにより、地域活動支援課の 5 つの地区担当グループを 3 つの圏域ごとに再編し、それぞれ 2 つの地区ボランティア・地域活動サポートコーナーを組み入れ、区民の利便性を維持向上させる総合的な運営体制の構築を図ります。

新たな事務局体制

事務所	東分室	高田馬場事務所	
地区担当グループ	東地区担当	中央地区担当	西地区担当
ボランティア・地域活動サポートコーナー	四谷・牛込	若松町・大久保	落合・淀橋
所管地域 (各特別出張所区域)	四谷・笹塚町 ・榎町	若松町・大久保 ・戸塚	落合第一・落合第二・柏木・角筈

※事務所及びボランティア・地域活動サポートコーナーの相談等は、居住地域によることなく地域をこえて利用できます。



(1) 新宿社協東分室の機能・役割

新宿社協東分室は、新宿区の東地区（四谷・笹塚町・榎町地区）の拠点として、総合相談から地域見守り協力員事業・ちょこっと困りごと援助サービスなどの区委託事業を含め、ボランティア・市民活動支援など地域活動支援課の事業を中心にを行います。

また、東分室が開設される複合施設にある他の機関（四谷高齢者総合相談センター・四谷保健センター・女性の健康支援センター・訪問看護ステーション）と住民主体の支えあい活動の連携により「福祉・医療・保健」の総合的かつ迅速な対応を図ります。

さらに、東地区にあるボランティア・地域活動サポートコーナーの職員体制を、現在の専任体制から「輪番制・複数制」のモデル実施をすることにより、相談体制や地域への訪問など、より機能的な運営を図ります。

(2) 地区ボランティア・地域活動サポートコーナーの機能・役割

新宿社協がすすめる事業・組織の小地域展開の最前線拠点である地区ボランティア・地域活動サポートコーナーは、現在、1名の非常勤職員が常駐していますが、地域活動支援課の地区担当グループに属し、それぞれのグループで運営をサポートしています。

これまでは、情報の共有化等、限られた環境の中での業務でしたが、平成 24 年度に各地区ボランティア・地域活動サポートコーナーと高田馬場事務所との間にイントラネットが整備され、現在、情報共有から相談援助、コーディネート業務まで高田馬場事務所と同様の IT 環境により総合的な支援体制が整いました。

6 か所のボランティア・地域活動サポートコーナーは、地域住民が参画し、企画・運

営にかかわる住民主体の地域活動支援拠点として、支えあい、助けあいの土壌・基盤づくりをすすめていきます。

7. 計画の進捗管理・評価

第2次経営計画に引き続き、「第3次経営計画 2014～2018」の進捗状況と成果について、新宿社協独自の評価方法と成果指標にもとづき評価を行い、区民や行政等へ明らかにしていきます。

(1) 計画の進捗管理を組織で実践

各課長はそれぞれの所管事業の進捗管理者として、法人経営課企画調整担当者と連携を図り、また、適宜理事会、推進部会等に報告を行い、意見、助言等を得るなど、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、各課の進捗管理者のもと社協全体の取り組み方針を明らかにし、本計画の推進にあたります。

(2) 計画の評価

本計画の進捗と取り組み成果情報については、計画期間中は毎年度内部評価を行うとともに、3年次目に行う中間の見直しの前年度（2年次）と、次期経営計画策定の前年度（4年次）に外部委員による外部評価を実施します。外部評価については公表していきます。

(3) 事業評価のまとめの作成

毎年度終了後、実績報告（決算書）とは別に、本計画の取り組み成果を加えて、本計画が社会の変化に対応した継続的な取り組みとなるよう常に明らかにしていきます。事業・事務の取り組み成果情報を事前の計画と比較し、評価情報を加えた資料を作成・発行します。計画期間中に経年の変化も見える資料にします。

